

革新的技術開発・緊急展開事業
(うち戦略的技術開発体制形成事業) 実施要綱

〔 制定 28 農会第 500 号
平成 28 年 10 月 11 日
農林水産事務次官依命通知 〕

第 1 趣旨

総合的な T P P 関連政策大綱において、T P P の発効に備え、農林水産業の競争力を高めるための農林漁業者の技術力の強化が喫緊の課題となっている。

また、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においては、①明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって先端技術の開発・現場実証を行う仕組みの構築や、②オープンイノベーションによる革新的な研究開発の推進が掲げられているところである。

このため、大学、研究機関、企業、行政等のほか、新たに農林漁業者を加えて一体となり、情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図る。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 研究ネットワーク ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関等から成るネットワークをいう。
- 2 研究・社会実装拠点 研究ネットワークの中核となり、研究ネットワークにおける研究開発の統括、研究成果の農林漁業者等への提供、農林漁業者等からの技術的相談の窓口機能等を担う機関をいう。
- 3 戦略的技術開発体制 研究ネットワークを活用し、国が示す農林漁業現場のニーズに沿った明確な開発目標に基づき、研究開発を効率的・効果的に行う体制をいう。

第 3 事業の内容

1 戦略的技術開発体制推進事業

研究・社会実装拠点を中心とした研究ネットワーク形成への理解の醸成を図るとともに、具体的なネットワークの形成を促進する取組を支援する。

2 研究ネットワーク形成事業

効果的・効率的な技術開発を推進するためのネットワークを構築するため、当該ネットワークの中核として研究・社会実装拠点となる機関の取組を支援する。

第 4 事業実施主体

1 戦略的技術開発体制推進事業

民間団体等（農林水産技術会議事務局長（以下「局長」という。）が定めるものに限る。）

2 研究ネットワーク形成事業

研究・社会実装拠点となる能力を有する大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間事業者、農業協同組合、事業協同組合等（局長が定めるものに限る。）

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 戦略的技術開発体制推進事業

ア 戦略的技術開発体制推進事業を実施しようとする事業実施主体は、局長が別に定めるところにより、戦略的技術開発体制推進事業実施計画（以下「体制推進計画」という。）を作成し、局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ 体制推進計画の重要な変更は、局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

(2) 研究ネットワーク形成事業

ア 研究ネットワーク形成事業を実施しようとする事業実施主体は、局長が別に定めるところにより、研究ネットワーク形成事業実施計画（以下「ネットワーク形成計画」という。）を作成し、局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ ネットワーク形成計画の重要な変更は、局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

2 局長による事業実施計画の承認等

(1) 局長は、公募により戦略的技術開発体制推進事業の事業実施主体を採択する場合、事業実施主体から提出された体制推進計画等について、別に定める選定審査委員会における選定に係る審査において、妥当であると認められるとき、これを承認するものとする。

(2) 局長は、公募により研究ネットワーク形成事業の事業実施主体を採択する場合、事業実施主体から提出されたネットワーク形成計画等について、別に定める選定審査委員会における選定に係る審査において、妥当であると認められるとき、これを承認するものとする。

(3) 局長は、選定審査委員会において公正かつ客観的な採択を行うため、体制推進計画及びネットワーク形成計画の審査基準を定めるものとする。

第6 事業実施結果の評価

1 事業実施主体は、局長が別に定めるところにより、体制推進計画又はネットワーク形成計画に定められた目標の達成状況等について自ら評価を行い、事業実施

結果とともに局長に報告するものとする。

2 局長は、別に定めるところにより、事業実施主体から報告された1の評価について、その内容を評価するものとする。

なお、評価に当たっては、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会の意見を踏まえるものとする。

3 局長は、2による最終的な評価結果を取りまとめて公表するものとする。

第7 推進指導

1 局長は、本事業の効果的な推進指導が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 局長は、必要に応じて、事業実施主体及びその関係者に対して、事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

3 事業実施主体は、正当な理由なく2の調査等を拒んではならない。

第8 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

第9 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。